

# 横浜港港湾計画書

－ 改 訂 －

平成 26 年 11 月

横浜港港湾管理者  
横浜市



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成17年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成19年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成19年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成20年 8月 横浜市港湾審議会
- ・平成20年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成21年 3月 交通政策審議会第34回港湾分科会
- ・平成21年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成21年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成21年 11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成23年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成23年 12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年 8月 横浜市港湾審議会
- ・平成24年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成24年 11月 交通政策審議会第50回港湾分科会
- ・平成25年 10月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画を改訂するものである。



## 目 次

I	港湾計画の方針 .....	1
II	港湾の能力 .....	6
III	港湾施設の規模及び配置 .....	7
1	公共埠頭計画 .....	7
2	旅客船埠頭計画 .....	1 3
3	専用埠頭計画 .....	1 4
4	水域施設計画 .....	1 5
5	外郭施設計画 .....	1 7
6	小型船だまり計画 .....	1 7
7	臨港交通施設計画 .....	1 8
IV	港湾の環境の整備及び保全 .....	2 0
1	自然的環境を整備又は保全する区域 .....	2 0
(1)	自然的環境を整備又は保全する区域 .....	2 0
(2)	良好な景観を形成する区域 .....	2 0
2	廃棄物処理計画 .....	2 0
3	港湾環境整備施設計画 .....	2 1
V	土地造成及び土地利用計画 .....	2 3
1	土地造成計画 .....	2 3
2	土地利用計画 .....	2 4
3	海浜計画 .....	2 5

VI	港湾の効率的な運営に関する事項 .....	26
1	効率的な運営を特に促進する区域.....	26
VII	その他重要事項 .....	28
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設 .....	28
2	大規模地震対策施設計画 .....	30
(1)	緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設...	30
(2)	幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設...	31
3	港湾施設の利用 .....	32
(1)	物資補給等のための施設 .....	32
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項 .....	34
(1)	レクリエーション等活性化水域.....	34
(2)	放置等禁止区域の指定 .....	34
(3)	浚渫土及び建設発生土の有効利用 .....	35
(4)	将来構想.....	35

## I 港湾計画の方針

横浜港は東京湾の北西部に位置しており、風向、潮流、水深など自然条件に恵まれた天然の良港となっている。安政6年（1859年）の開港以来、日本を代表する国際貿易港として発展した横浜港は、昭和26年に特定重要港湾に、平成23年に国際戦略港湾に指定され、平成26年には開港155年を迎えたところである。

横浜港は商港と工業港の両面を併せ持つ総合港湾であり、我が国の国際貿易の窓口として、首都圏をはじめ東日本の広い地域の経済活動を支える重要な役割を果たしている。

取扱貨物量は平成25年において、外貿7,441万トン、内貿4,476万トン、合計11,917万トンに達しており、その貿易額は10兆9,217億円におよぶ等、中長期的には堅調に推移してきたが、近年、横浜港を取り巻く情勢が変化している。

我が国の経済社会は、人口減少・高齢化社会の到来を迎え、国内市場の将来的な高成長を見込むことが難しい状況ではあるものの、経済のグローバル化の進展と東アジア地域の急成長により、我が国の貿易は一層活発化し、横浜港における取扱貨物量もコンテナ貨物を中心に緩やかな増加傾向で推移するものと予想される。

一方、コンテナ船の大型化やアジア諸国の港湾における貨物取扱量の増大等を背景に、我が国港湾において欧米との長距離基幹航路が減少する中、横浜港は平成20年に東京港、川崎港と「京浜三港の広域連携強化に係る基本合意」を締結し、東京湾の国際競争力強化に向けて様々な取組を実行してきた。また、平成22年には、京浜港として国際コンテナ戦略港湾に選定され、我が国全体の経済・産業を支える上で、これまで以上に重要な役割を担うこととなった。

このような情勢のもと、国際基幹航路やアジア地域を結ぶ近海航路の更なる拡充を進めつつ、コンテナ船の大型化などの海運動向に的確に対応していくことが求められている。また、横浜港の輸出の

主要品目である自動車関連貨物の輸送拠点として、その役割を果たしていく必要がある。併せて、埠頭間及び広域幹線道路と有機的に連絡する道路網の形成や国際フィーダー航路の充実など国内輸送ネットワークの強化が重要である。これらに加え、荷主・船会社等の顧客に対するサービス向上のため、ハード・ソフトの両面にわたり更なる機能強化を図る必要がある。

他方、横浜の最大の観光資源である港をより質の高い魅力的な空間とするため、歴史的資産や特徴のある景観を活用したウォーターフロントの形成を進めるとともに、客船の寄港促進に努め、賑わいと国際性あふれる横浜港を形成していくことが求められている。

また、港内における自然環境への関心や、水際線・水域利用の要請が高まる中、自然再生、水質浄化に向けた取組みや、誰もが気軽に立ち寄れる親水空間の創出、安全な水域利用のための環境づくり、海洋性レクリエーションへの対応等が求められている。

さらに、安全・安心については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のような大規模災害時に、我が国の経済及び国民生活を支える海上輸送機能を確保するとともに、これを基盤とする臨海部産業の早期回復及び事業の継続が図られるよう港湾の防災・減災対策を講ずることが求められている。

今後も、世界経済や海運動向が変化するなかで、横浜港が果たすべき役割は大きく、求められる期待に確実に応え、機能の充実に努めていくことが重要である。

これらを踏まえ、横浜港は「国際競争力のある港」、「市民が集い、憩う港」及び「安全・安心で環境にやさしい港」を 3 つの柱とし、横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくりを目指していく。



この将来像の実現に向けて、以下の方針のもと、平成30年代後半を目標年次として港湾計画を改訂する。

## **(1) 国際競争力のある港**

- ① 国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路の維持・拡大、近海航路の更なる拡充に向けて、コンテナ船の大型化やアジアを中心とした世界の貨物量の増加などの海運動向に的確に対応し、コンテナ埠頭の再編・強化や先進的な施設整備を進める。

あわせて、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな埠頭を計画し、臨海部における新たな物流拠点を形成する。

- ② 横浜港の主力取扱貨物である完成自動車をはじめ、コンテナ以外の一般貨物を効率的に取り扱えるよう、埠頭の機能転換や集約を進める。
- ③ 増大する港湾物流に対応するため、広域道路ネットワークと臨港道路を接続し、貨物集荷力を強化するとともに、埠頭間の円滑な交通を確保する。

## **(2) 市民が集い、憩う港**

- ① 市民や来街者への身近な親水空間の提供や海洋性レクリエーション需要に対応するため、開かれたウォーターフロントの形成を進め、地区の特性を活かした快適で魅力ある親水空間を創出する。
- ② 物流機能の沖合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進める。
- ③ 我が国を代表するクルーズポートとして、客船の大型化や寄港増加に対応し、賑わいの創出を図る。

### (3) 安全・安心で環境にやさしい港

- ① 発災時に市民生活や経済活動を支える拠点として、横浜港の防災機能を強化し、災害に強い港づくりを進める。
- ② 親しみやすく美しい横浜港を次世代へ引き継ぐため、緑地の確保、水質環境の改善、地球温暖化対策など環境保全の取組を推進する。

### (4) 港湾空間のゾーニング

臨海部全体の秩序ある発展を目指すとともに、物流・交流・環境・安全の多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾の水域と陸域を以下のように利用する。

- 鶴見地区や神奈川地区は、京浜工業地帯における生産拠点としての機能のほか、研究開発や物流関連等の機能集積を図る産学連携ゾーンとする。
- 内港地区から山下ふ頭地区へと続く都心臨海部は、観光資源が集積し、さまざまな人々が訪れる交流拠点ゾーンとする。
- 大黒ふ頭地区、本牧ふ頭地区、南本牧ふ頭地区および新本牧ふ頭地区は、市民生活や地域経済を支える高効率な港湾施設を配置した物流関連ゾーンとする。
- 本牧地区、磯子地区は、港湾を活用した先端産業が立地する生産ゾーンとする。
- 金沢地区は、海洋性レクリエーション活動や環境学習などの水域利用を促進するとともに、自然の保全・再生を目指す緑地レクリエーションゾーンとする。

今回の港湾計画は、国際戦略港湾京浜港が一体となり我が国と欧州や北米等を結ぶ基幹航路や、アジアを結ぶアジア航路の多方面・多頻度サービスの充実を目指し、京浜港を構成する三港それぞれの特性を踏まえた機能分担、国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による効率的な港湾運営など共通の基本的な考え方に基づいて改訂するものである。

## II 港湾の能力

目標年次（平成30年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	11,970万トン (7,250万トン(470万TEU))
	内 貿 (うち内貿コンテナ)	4,760万トン (530万トン(50万TEU))
	合 計 (うちコンテナ)	16,730万トン (7,780万トン(520万TEU))
船舶乗降旅客数		120万人

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 大黒ふ頭地区

###### (1) 外内貿コンテナ埠頭計画

外内貿コンテナ貨物を取扱う以下の施設については、既定計画どおりとする。

水深 1.5 m 岸壁 2 バース 延長 700 m (コンテナ船用)  
[既設] DC3, 4

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m (コンテナ船用)  
[既設] DT9

埠頭用地 46 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(うち 44 ha 既設) [既定計画]

###### (2) 一般貨物埠頭計画

完成自動車、産業機械等の外貿貨物を取扱うため、次のとおり計画を変更する。

水深 1.2 m 岸壁 4 バース 延長 800 m  
[既設の変更計画] DL5~8

水深 1.1 m 岸壁 6 バース 延長 1,110 m  
[既設の変更計画] DT3~8

水深 1.1 m 岸壁 2 バース 延長 290 m  
[既設の変更計画] DP3, 4

埠頭用地 28 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(うち 27 ha 既設) [既設の変更計画]

既設

水深 10 m	岸壁 4 バース	延長 800 m	DL5~8
水深 10 m	岸壁 6 バース	延長 1,110 m	DT3~8
埠頭用地	22 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	
水深 7.5 m	岸壁 2 バース	延長 260 m	DP3,4
埠頭用地	5 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	

### 1-2 神奈川地区 (出田町地区)

現況の施設能力に合わせ、次のとおり計画を変更する。

水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 250 m

[既設の変更計画] C, D

既定計画

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 250 m

C, D

### 1-3 山下ふ頭地区

山下ふ頭の再開発に伴い、次の施設を廃止する。

既設

物揚場	水深 3 m	延長 160 m	YS1M
	水深 3 m	延長 121 m	YS3M
	水深 4.5 m	延長 242 m	YS5M
	水深 2 m	延長 644 m	YS6M

## 1-4 本牧ふ頭地区

### (1) 外内貿コンテナ埠頭計画

外内貿コンテナ貨物需要の増大とコンテナ船の大型化に対応するため、次のとおり計画を変更する。

水深 10 m	岸壁 2 バース	延長 400 m	(コンテナ船用)	
				[既設の変更計画] HB2, 3
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	
	(うち 390 m 既設)			[既定計画の変更計画] HBC1, 2
水深 13 m	岸壁 3 バース	延長 1,000 m	(コンテナ船用)	
				[既設の変更計画] HC1~3
水深 14 m	岸壁 1 バース	延長 500 m	(コンテナ船用)	
				[既設の変更計画] HD1
水深 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	
				[既設の変更計画] HD4, 5
埠頭用地	251 ha		(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	
				(うち 241 ha 既設) [既定計画の変更計画]

既設

水深 10 m	岸壁 2 バース	延長 400 m (物資補給用)	HB2, 3
水深 13 m	岸壁 3 バース	延長 900 m (コンテナ船用)	HC1~3
水深 13 m	岸壁 1 バース	延長 400 m (コンテナ船用)	HD1
水深 15 ~ 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m (コンテナ船用)	HD4, 5

既定計画

水深 15 ~ 16 m	岸壁 2 バース	延長 700 m (コンテナ船用)	HBC1, 2
埠頭用地	248 ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	

## (2) 埠頭の機能転換

埠頭の機能を集約し、一般貨物を効率的に取扱うため、次のとおり計画を変更する。なお、当該施設は旅客船に対応した旅客船埠頭計画としても計画する。

水深 12 m 岸壁 4 バース 延長 1,100 m

[既設の変更計画] HA5~8

既設

水深 12 m	岸壁 2 バース	延長 600 m (コンテナ船用)	HA5, 6
水深 12 m	岸壁 2 バース	延長 500 m (物資補給用)	HA7, 8



## 1-5 南本牧ふ頭地区

### (1) 外内貿コンテナ埠頭計画

外内貿コンテナ貨物需要の増大とコンテナ船の大型化に対応するため、次のとおり計画を変更する。

水深16m 岸壁2バース 延長750m (コンテナ船用)  
(うち700m既設) [既定計画] MC1,2

水深18m～ 岸壁2バース 延長900m (コンテナ船用)  
(工事中) [既定計画の変更計画] MC3,4

埠頭用地 121ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(うち58ha既設、58ha工事中) [既定計画の変更計画]

既定計画

水深18m～ 岸壁2バース 延長800m (コンテナ船用)  
MC3,4

埠頭用地 116ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

なお、これに伴い、埠頭内の施設配置を見直し、次の公共埠頭計画を削除する。

既定計画

水深4.5m 岸壁1バース 延長120m  
(内貿コンテナ船用)

## 1-6 新本牧ふ頭地区

### (1) 外内貿コンテナ埠頭計画

外内貿コンテナ貨物需要の増大とコンテナ船の大型化に対応するため、次のとおり計画する。

水深18m～ 岸壁2バース 延長800m (コンテナ船用)

[新規計画] SH1,2

埠頭用地 89ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

なお、これに伴い、次の外郭施設計画を削除する。

既定計画

本牧ふ頭地区 東防波堤 延長 490m

## 1-7 金沢地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深10m 岸壁1バース 延長230m

(うち185m既設) K1

埠頭用地 13ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち11ha既設)

## 2 旅客船埠頭計画

### 2-1 内港地区（中央地区）

背後の土地利用変更に合わせて、次の既定計画を削除する。

既定計画	
小型さん橋	2基

また、次の施設については既定計画どおりとする。

既定計画	
小型さん橋	1基

### 2-2 内港地区（新港地区）

既定計画どおりとする。

既定計画			
水深9m	岸壁1バース	延長340m	
			SK9

### 2-3 本牧ふ頭地区

旅客船の大型化に対応するため、次のとおり計画を変更する。

なお、当該施設は一般貨物を取扱う公共埠頭計画としても計画する。

水深12m 岸壁4バース 延長1,100m

[既設の変更計画] HA5~8

既設			
水深12m	岸壁2バース	延長600m(コンテナ船用)	
			HA5,6
水深12m	岸壁2バース	延長500m(物資補給用)	
			HA7,8

### 3 専用埠頭計画

#### 3-1 鶴見地区

立地企業の施設計画変更に伴い、次のとおり計画する。

物揚場 水深 4 m 延長 9 0 m [新規計画]

また、次の施設については既定計画どおりとする。

既定計画  
水深 4 m ドルフィン 1 バース

#### 3-2 磯子地区

既定計画どおりとする。

既定計画  
水深 1 0 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 2 2 4 m

#### 3-3 金沢地区

立地企業の施設計画変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

物揚場 水深 2 . 1 m 延長 1 2 6 m [既設の変更計画]

既設  
物揚場 水深 2 . 1 m 延長 6 8 m

## 4 水域施設計画

係留施設を含む埠頭計画に対応するため、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### 4-1 航路

本牧ふ頭地区 横浜航路 水深16m 幅員400～600m

[既定計画の変更計画]

既定計画

本牧ふ頭地区 横浜航路 水深15～16m 幅員400～600m

### 4-2 泊地

大黒ふ頭地区 水深11m 面積7ha [新規計画]

内港地区（新港地区）水深9m 面積1ha [既定計画]

本牧ふ頭地区 水深16m 面積4ha（うち2ha既設）

[既定計画の変更計画]

水深14m 面積3ha [既設の変更計画]

磯子地区 水深10.5m 面積11ha [既定計画]

既定計画

本牧ふ頭地区 水深15～16m 面積8ha

既設

本牧ふ頭地区 水深13m 面積2ha

#### 4-3 航路・泊地

大黒ふ頭地区 水深 11 m 面積 2 h a [新規計画]

内港地区（新港地区） 水深 9 m 面積 1 h a [既定計画]

本牧ふ頭地区 水深 16 m 面積 30 h a  
[既定計画の変更計画]

既定計画  
本牧ふ頭地区 水深 13 ~ 16 m 面積 94 h a

## 5 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

### 5-1 防波堤

鶴見地区	西防波堤	延長 230 m	[既定計画]
新本牧ふ頭地区	防波堤	延長 150 m	[新規計画]

なお、以下の施設については、既定計画どおり撤去する。

既定計画			
本牧ふ頭地区	南堤		延長 70 m
金沢地区	金沢木材ふ頭東（内）防波堤		延長 90 m

## 6 小型船だまり計画

### 6-1 神奈川地区（瑞穂ふ頭地区）

既定計画どおりとする。

既定計画			
小型さん橋	2基		
泊地	水深 5.5 m	面積 17 ha	
防波堤	延長 400 m		

## 7 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、埠頭の再編などによる交通需要の変化に対応するため、次のとおり計画を変更する。

### 7-1 道路

臨港道路 本牧ふ頭連絡線 (工事中)

起点 市道新山下40号及び湾岸線

終点 一般国道357号 2車線

臨港道路 南本牧ふ頭幹線 (工事中)

起点 南本牧ふ頭先端部

終点 一般国道357号 6車線

臨港道路 第二南本牧ふ頭幹線 (工事中)

起点 南本牧ふ頭

終点 市道豊浦町52号線 2車線

臨港道路 第二南本牧ふ頭幹線 (首都高速湾岸線連絡臨港道路)  
(工事中)

起点 第二南本牧ふ頭幹線

終点 首都高速湾岸線 2車線



臨港道路	臨港幹線（区間A）	[既定計画]
	起点 市道新子安大黒線	
	終点 臨港幹線山内ふ頭	4～8車線
臨港道路	臨港幹線（区間B）	[既定計画]
	起点 臨港幹線山内ふ頭	
	終点 臨港幹線山下ふ頭	4～8車線
臨港道路	臨港幹線（区間C）	[既定計画の変更計画]
	起点 臨港幹線山下ふ頭	
	終点 本牧ふ頭D突堤	4車線
臨港道路	臨港幹線（区間D）	[既定計画の変更計画]
	起点 本牧ふ頭D突堤	
	終点 新本牧ふ頭	4～6車線

既定計画

臨港道路	臨港幹線（区間C）	
	起点 臨港幹線山下ふ頭	
	終点 本牧ふ頭D突堤1号線	4車線
臨港道路	本牧ふ頭D突堤1号線	
	起点 本牧ふ頭D突堤基部	
	終点 本牧ふ頭D突堤先端部	6車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

### 1 自然的環境を整備又は保全する区域

#### (1) 自然的環境を整備又は保全する区域

##### ①内港地区

内港地区において、水質浄化や生物多様性の保全を推進するため、「自然的環境を整備又は保全する区域」を定める。

[新規計画]

##### ②金沢地区

金沢地区において、浅場の造成や藻場の育成など、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、「自然的環境を整備又は保全する区域」を定める。

[既定計画の変更計画]

#### (2) 良好な景観を形成する区域

内港地区において、横浜港の歴史を継承し、港の情景を演出するとともに、魅力的で活気あるものとするため、「良好な景観を形成する区域」を定める。

[新規計画]

### 2 廃棄物処理計画

港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂及び陸上建設発生土等約1,500万m<sup>3</sup>を埋立処理するため、次の通り海面処分用地を計画する。

新本牧ふ頭地区 海面処分用地 49ha [新規計画]

### 3 港湾環境整備施設計画

(1) 地区の特性を生かしながら周辺と調和のとれた緑の環境を形成し、「市民の港」として、快適な港湾空間や魅力ある親水空間を創出し、継承していくため、次のとおり計画を変更する。

内港地区（山内地区）	緑地 6 h a	[既定計画]
（中央地区）	緑地 1 5 h a	（工事中）
（新港地区）	緑地 1 3 h a（うち 1 1 h a 工事中）	[既定計画]
（大さん橋ふ頭地区）	緑地 1 h a	（工事中）
山下ふ頭地区	緑地 1 5 h a	[既定計画の変更計画]
本牧ふ頭地区	緑地 9 h a（うち 6 h a 工事中）	[既定計画の変更計画]
磯子地区	緑地 3 h a	（工事中）

既定計画	
山下ふ頭地区	緑地 8 h a
本牧ふ頭地区	緑地 1 5 h a

(2) 自然環境を再生するとともに、環境学習や海洋性レクリエーション等、市民等が水辺に親しむ活動を推進するため、次のとおり計画する。

金沢地区	緑地 7 h a	[既定計画]
	海浜 1,000 m	[既定計画]

(3) 港湾労働者や来訪者の休息の場所を提供するとともに、航行する船舶などから見た景観上の緩衝帯を確保するため、次のとおり計画を変更する。

大黒ふ頭地区	緑地 18 h a	(工事中)
	緑地 3 h a	[既設の変更計画]
南本牧ふ頭地区	緑地 4 h a	[既定計画の変更計画]
新本牧ふ頭地区	緑地 4 h a	[新規計画]

既定計画	}	南本牧ふ頭地区	緑地	9 h a
------	---	---------	----	-------

既設	}	大黒ふ頭地区	緑地	4 h a
----	---	--------	----	-------

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画及び海浜計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名		埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
内港	山内		(3) 3			(2) 2	(6) 6			(11) 11
	中央		(1) 1			(1) 1				(1) 1
本牧ふ頭		(5) 5								(5) 5
南本牧ふ頭		(1) 1								(1) 1
新本牧ふ頭		(89) 89				(3) 3	(4) 4		(49) 49	(144) 144
金沢		(2) 2					(6) 6			(8) 8
合計		(96) 96	(3) 3	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(16) 16	(0) 0	(49) 49	(168) 168

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名		埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
大黒ふ頭		(152) 152	(93) 93			(43) 43	(36) 36			(324) 324
鶴見		(1) 1	(22) 22	(763) 763	8	17	(2) 2			(787) 811
神奈川	瑞穂ふ頭	(50) 50	(26) 26			(3) 3				(79) 79
	出田町	(13) 13	(25) 25	(82) 82		(1) 1				(121) 121
内港	山内	(2) 2	(23) 23		10	(4) 4	(6) 6			(35) 45
	中央	(4) 4	(13) 13		92	(5) 5	(15) 15	(2) 2		(39) 132
	新港	(3) 3	(12) 12		9	(6) 6	(18) 18	(6) 6		(45) 54
	大さん橋 ふ頭	(3) 3				(2) 2	(1) 1	(1) 1		(7) 7
山下ふ頭					32	(1) 1	(15) 15			(16) 47
新山下			(30) 30		10	(1) 1				(32) 42
本牧ふ頭		(265) 265	(7) 7			(10) 10	(9) 9			(290) 290
南本牧ふ頭		(121) 121	(52) 52			(9) 9	(4) 4		(31) 31	(217) 217
新本牧ふ頭		(89) 89				(3) 3	(4) 4		(49) 49	(144) 144
本牧			(29) 29	(327) 327		(4) 4				(360) 360
磯子			(2) 2	(358) 358			(3) 3			(363) 363
金沢		(13) 13	(29) 29	(134) 134			(13) 13	(38) 38		(227) 227
合計		(714) 714	(363) 363	(1663) 1663	160	(93) 109	(126) 126	(47) 47	(80) 80	(3,085) 3,262

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画 (重層))

単位：h a

用途 地区名		埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
内港 (大さん橋ふ頭)		2				1	3			5

注) 上記は重層に伴う土地利用計画で外数である。

### 3 海浜計画

単位：m

用途 地区名	海浜
金沢	(1,000) 1,000
合計	(1,000) 1,000

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

## VI 港湾の効率的な運営に関する事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船等により輸送される貨物を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する（法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む）。

#### 1-1 大黒ふ頭地区

水深15m 岸壁2バース 延長700m（コンテナ船用）  
（既設）DC3, 4

水深12m 岸壁1バース 延長240m（コンテナ船用）  
（既設）DT9

埠頭用地 46ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）  
（うち44ha既設）〔既定計画〕

#### 1-2 本牧ふ頭地区

水深12m 岸壁4バース 延長1,100m  
〔既設の変更計画〕 HA5~8

水深10m 岸壁2バース 延長400m（コンテナ船用）  
〔既設の変更計画〕 HB2, 3

水深16m 岸壁2バース 延長700m（コンテナ船用）  
（うち390m既設）〔既定計画の変更計画〕 HBC1, 2

水深13m 岸壁3バース 延長1,000m（コンテナ船用）  
〔既設の変更計画〕 HC1~3



水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 5 0 0 m (コンテナ船用)  
[既設の変更計画] HD1

水深 1 6 m 岸壁 2 バース 延長 7 0 0 m (コンテナ船用)  
[既設の変更計画] HD4, 5

埠頭用地 2 5 1 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(うち 2 4 1 h a 既設) [既定計画の変更計画]

### 1-3 南本牧ふ頭地区

水深 1 6 m 岸壁 2 バース 延長 7 5 0 m (コンテナ船用)  
(うち 7 0 0 m 既設) [既定計画] MC1, 2

水深 1 8 m ~ 岸壁 2 バース 延長 9 0 0 m (コンテナ船用)  
(工事中) [既定計画の変更計画] MC3, 4

埠頭用地 1 2 1 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(うち 5 8 h a 既設、5 8 h a 工事中) [既定計画の変更計画]

### 1-4 新本牧ふ頭地区

水深 1 8 m ~ 岸壁 2 バース 延長 8 0 0 m (コンテナ船用)  
[新規計画] SH1, 2

埠頭用地 8 9 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
[新規計画]

## VII その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

#### 1-1 本牧ふ頭地区

水深 1.6 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	
		(うち 390 m 既設)	[既定計画の変更計画]	HBC1, 2
水深 1.3 m	岸壁 3 バース	延長 1,000 m	(コンテナ船用)	
			[既設の変更計画]	HC1~3
水深 1.4 m	岸壁 1 バース	延長 500 m	(コンテナ船用)	
			[既設の変更計画]	HD1
水深 1.6 m	岸壁 2 バース	延長 700 m	(コンテナ船用)	
			[既設の変更計画]	HD4, 5
泊地	水深 1.6 m	面積 4 ha	(うち 2 ha 既設)	
				[既定計画の変更計画]
	水深 1.4 m	面積 3 ha		[既設の変更計画]
航路・泊地	水深 1.6 m	面積 30 ha		[既定計画の変更計画]

#### 1-2 南本牧ふ頭地区

水深 1.6 m	岸壁 2 バース	延長 750 m	(コンテナ船用)	
		(うち 700 m 既設)	[既定計画]	MC1, 2
水深 1.8 m~	岸壁 2 バース	延長 900 m	(コンテナ船用)	
		(工事中)	[既定計画の変更計画]	MC3, 4

### 1-3 新本牧ふ頭地区

水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 800 m (コンテナ船用)

[新規計画] SH1, 2

護岸 延長 3,400 m [新規計画]

防波堤 延長 150 m [新規計画]

### 1-4 臨港道路

臨港道路 臨港幹線 (区間 A) [既定計画]

起点 市道新子安大黒線

終点 臨港幹線山内ふ頭 4 ~ 8 車線

臨港道路 臨港幹線 (区間 B) [既定計画]

起点 臨港幹線山内ふ頭

終点 臨港幹線山下ふ頭 4 ~ 8 車線

臨港道路 臨港幹線 (区間 C) [既定計画の変更計画]

起点 臨港幹線山下ふ頭

終点 本牧ふ頭 D 突堤 4 車線

臨港道路 臨港幹線 (区間 D) [既定計画の変更計画]

起点 本牧ふ頭 D 突堤

終点 新本牧ふ頭 4 ~ 6 車線

## 2 大規模地震対策施設計画

### (1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震等の発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

#### 大黒ふ頭地区

水深 11 m 岸壁 5 バース 延長 925 m

[既定計画の変更計画] DT4~8

#### 内港ふ頭地区（新港地区）

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 140 m [既定計画] SK8

水深 9.0 m 岸壁 1 バース 延長 340 m [既定計画] SK9

#### 金沢地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 230 m（うち 185 m 既設）

[既定計画] K1

## (2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

### 本牧ふ頭地区

水深 16 m 岸壁 2 バース 延長 700 m (コンテナ船用)  
(うち 390 m 既設) [既定計画の変更計画] HBC1, 2  
水深 16 m 岸壁 2 バース 延長 700 m (コンテナ船用)  
[既設の変更計画] HD4, 5

### 南本牧ふ頭地区

水深 16 m 岸壁 2 バース 延長 750 m (コンテナ船用)  
[既定計画の変更計画] MC1, 2  
水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 900 m (コンテナ船用)  
(工事中) [既定計画の変更計画] MC3, 4

### 新本牧ふ頭地区

水深 18 m ~ 岸壁 2 バース 延長 800 m (コンテナ船用)  
[新規計画] SH1, 2

### 3 港灣施設の利用

#### (1) 物資補給等のための施設

##### ①貨物船、業務船等

貨物船、業務船等の待機、係留並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

##### 内港地区（山内地区）

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (既設)

##### 内港地区（中央地区）

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m (既設)

物揚場 水深 4 m 延長 135 m [既設の変更計画]

##### 山下ふ頭地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 180 m (既設) YS1

水深 12 m 岸壁 2 バース 延長 420 m (既設) YS2, 3

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 180 m (既設) YS4

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 180 m (既設) YS5

既設

##### 内港地区（中央地区）

物揚場 水深 4 m 延長 296 m

また、次の物資補給岸壁を廃止する。

既設

##### 山下ふ頭地区

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 121 m YS7M

②タグボート

タグボートの待機、係留並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

山下ふ頭地区

水深 1 0 m	岸壁 1 バース	延長 1 8 0 m	(既設)	YS6
水深 1 0 m	岸壁 2 バース	延長 3 6 0 m	(既設)	YS7, 8
水深 1 0 m	岸壁 2 バース	延長 3 6 0 m	(既設)	YS9, 10
水深 4 . 5 m	岸壁 1 バース	延長 1 5 0 m	(既設)	YS2M
水深 4 . 5 m	岸壁 1 バース	延長 1 5 0 m		

[既設の変更計画] YS4M

既設			
山下ふ頭地区			
水深 3 m	岸壁 1 バース	延長 1 5 0 m	YS4M

## 4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

### (1) レクリエーション等活性化水域

横浜港の一層の賑わい創出、魅力向上、港らしい風景の形成などを図るため、水域を市民等へ積極的に開放し、カヌー、シーカヤック、トライアスロンといった海洋性レクリエーションの多様な水域利用を促進するとともに、水上交通や観光船を充実させるエリアとして、「レクリエーション等活性化水域」を計画する。

#### ①内港地区

市民等への積極的な水域の開放などを進めていくため、内港地区の静穏な水域にレクリエーション等活性化水域を定める。

[新規計画]

#### ②金沢地区

金沢地区はすでに海洋性レクリエーション拠点としての施設整備がされていることから、今後もイベント等の一層の活性化を図るため、レクリエーション等活性化水域を定める。

[新規計画]

### (2) 放置等禁止区域の指定

横浜港は、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるよう、次のとおり放置等禁止区域を定めている。

内港地区（新港地区） 象の鼻パーク前面水域



### **(3) 浚渫土及び建設発生土の有効利用**

- ・ 増加するコンテナ貨物に必要な埠頭用地等を確保するため、新本牧ふ頭地区の95haの土地造成において、浚渫土及び陸上建設発生土等約2,400万m<sup>3</sup>の有効活用を計画する。

[新規計画]

### **(4) 将来構想**

- ・ 新山下地区の水域については、将来における新たな土地需要への対応を見据え、現時点で利用形態を定めず、今後、陸域のあり方とあわせて検討する。

[新規計画]

- ・ 新本牧ふ頭地区の海面処分用地は、連続した岸壁を将来構想とし、背後の土地利用については、今後、具体化に向けて検討を行う。

[新規計画]